

国民健康保険税が変わります

地方税法施行令の一部を改正す

る政令が施行されたことに伴い、

国民健康保険税の「賦課限度額」と

「所得の少ない世帯における軽減

判定所得基準」が変更になります。

○賦課限度額の変更

国民健康保険税を算定する際の

賦課限度額は、国が景気動向を判

断し、毎年見直しが行われます。

○所得の少ない世帯における

軽減判定所得基準の変更

国民健康保険税では、世帯の総

所得金額が一定の基準以下の世帯

については「均等割」と「平等割」の

軽減制度があります。

令和2年度の課税分から軽減

割合を決める際の5割軽減および

2割軽減の範囲が拡大されます。

国民健康保険税の賦課限度額の改正内容

区分	令和元年度	令和2年度
医療分	61万円	63万円
後期高齢者支援分	19万円	19万円
介護分	16万円	17万円
合計	96万円	99万円

所得の少ない世帯における軽減判定所得基準の改正内容

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
世帯の所得が33万円以下	7割
世帯の所得が33万円 + (28万5千円×被保険者数)以下 28万円(改正前)→28万5千円(改正後)	5割
世帯の所得が33万円 + (52万×被保険者数)以下 51万円(改正前)→52万円(改正後)	2割

※世帯主の所得は国民健康保険に加入・未加入にかかわらず所得判定の対象 ※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人数と所得も含めて計算

問い合わせ先

役場税務課国民健康保険税係
☎(86)1172[直通]

「GOOO!体操」で

「コロナを乗り越えよう」

長島町地域包括
支援センターだより

町では、皆さんに「長島元気GOO
GOO!体操」の実践を推奨していま
す。自宅でも簡単に実践できるよう

にDVDを制作します。体の動きを

分かりやすく示した動画で、短時

間でも効果的な運動ができます。

希望される方には無料で配布し

ますので、問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の拡

大防止による外出自粛で、高齢者



問い合わせ先

町地域包括支援センター
☎(86)1153[直通]

掲載漏れのお詫び

ふるさと納税寄附者一覧

『広報ながしま』5月号
の7ページから9ページに
掲載しました「ふるさと
納税寄附者一覧」で次の
かたがたの掲載漏れがあ
りました。

関係者の皆さまには深

くお詫び申し上げます。

東京都 門元 茂様
東京都 上平 重様
東京都 三上 文子様
東京都 児島イツ子様
東京都 鹿沼 裕様
東京都 櫻八重三子様
埼玉県 小荷田孟史様
大阪府 福崎 健雄様
熊本市 江良 正司様
鹿児島県 田中 紀充様

問い合わせ先

役場地方創生課ふるさと納税係
☎(86)1101[直通]

